

「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」の改正の概要について

令和3年7月26日付及び令和3年9月30日付で、国土交通省の定める「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」について一部改正があったことを受け、千葉県が定める「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」について、所要の改正を行う。

1 主な改正内容について

(1) 主任技術者等の不設置等に係る営業停止処分の強化

技術検定の受験又は監理技術者資格者証の交付申請に際し、虚偽の実務経験の証明を行うことによって、不正に資格又は監理技術者資格者証を取得したものを主任技術者又は監理技術者として工事現場に置いていた場合には、30日以上の営業停止処分とする。

(2) 粗雑工事等による重大な瑕疵に係る営業停止処分の強化

施工段階で手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、15日以上の営業停止処分とする。

ただし、低入札価格調査が行われた工事においては30日以上の営業停止処分とする。

(3) 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の施行に伴う改正

- ・役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられた場合は3日以上の営業停止処分とする。
- ・法第33条第2項に規定する指示処分を受けた場合に、建設業法に基づく指示処分とする。
- ・法第34条第2項の規定により、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべき命令を受けた場合は3日以上の営業停止処分とする。

(4) その他

国の定める基準に合わせ、一部記載の見直しを行った